

県立高等学校の図書館の充実に関する意見書

現在、高等学校では、「総合的な学習の時間」の実施やN I E（教育に新聞を）運動に代表される調査型の学習の増加、就職試験や大学入学試験での作文・小論文試験への対策などのために学校図書館を活用した授業や学習の機会が大幅に増加している。

しかしながら、本県の県立高等学校の学校図書館には、正規の専任職員の配置はなく、多くの学校では臨時職員が事務、教務の補助業務と兼任する形で配置されており、そのため、図書館の常時開館、リファレンスサービスの充実が図られずにいる。一方、専任職員のいる学校では、図書の貸し出し冊数、図書館利用者も多く、図書委員による図書館活動も活発である。図書の購入から受け入れ業務、配架にわたる作業は専門性も高く、学校図書館の機能充実のためには専門・専任の職員の配置は不可欠である。「あきた教育新時代創成プログラム」において、生徒数が減少している中でも「創成」の名にふさわしい教育の充実と「教育の質の向上」を目指すならば、県立高等学校の図書館に正規・専門・専任の職員を配置する計画を策定すべきであり、読書活動の推進が県民的に叫ばれる状況の中で、高校時代に読書に親しむためにも学校図書館の充実は重要である。

また、地方交付税の削減が続く中で、学校運営費の削減も進められ、学校図書館の図書購入に十分に予算が回っていない現状もあり、県費からの図書購入が手控えられ、保護者負担で図書購入が行われている学校も見受けられる。

よって、県においては、高等学校教育の充実及び県民の読書活動推進のために、学校図書館の充実を図るよう、以下の事項の実現について強く要請するものである。

記

- 1 県立高等学校の学校図書館に正規・専門・専任の学校司書を配置すること。また、当面は正規職員、臨時職員にかかわらず専門・専任の学校司書の配置を進めること。
- 2 県立高等学校の学校運営費に図書費を定めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年7月25日

秋田市議会

秋田県知事

寺 田 典 城 様

秋田県教育委員会教育長

小野寺 清 様